

# 医療におけるマイナンバー制度

愛知県医師会調査室理事

大輪 芳裕

はじめに

安倍政権における日本の医療  
政策決定のプロセス

# 安倍政権の医療・社会保障改革

## 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）

（内閣府 経済財政諮問会議 議長 内閣総理大臣）

## 日本再興戦略

（首相官邸日本経済再生本部 産業競争力会議 議長  
内閣総理大臣（財務大臣））

## 規制改革実施計画

（内閣府 規制改革会議 議長 民間人）

# 社会保障改革の基本方針を決める3つの会議の特徴

- ① 内閣府、首相官邸に置かれ、そのうち2つは**総理大臣**が議長。
- ② **社会保障改革が経済財政改革の1つ**として検討され、議員は財務、経産、文科相、内閣府関連大臣、財界人、学識経験者などで構成される。
- ③ 医療関係者の議員は医学者1名のみで、厚労相ですら臨時議員、**現場の医師、日本医師会関係者は含まれない**。
- ④ **経済財政諮問会議を頂点**として産業力競争会議、規制改革会議およびその分科会、ワーキンググループなどで細部が検討される。
- ⑤ 会議での答申事項は閣議で検討されて**閣議決定**となり、種々の法律となって国会へ上提される。

# 医療にかかわる改革のながれ

内閣府（財務省、経産省） 経済財政諮問  
会議、日本経済再生本部、規制改革会議、  
産業競争力会議（閣議決定、法律、省令など）

↑ ↓ 規制改革、社会保障改革  
予算（新しい日本のための優先課題推進枠）

厚生労働省

↑ ↓

日本医師会など医療団体、医療機関

**番号(マイナンバー)法で平成  
27年10月より施行されること**

# 社会保障改革の推進について

(平成22年12月14日閣議決定)

## 社会保障・税に関わる番号制度について

1. 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
2. このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

# 平成23年度税制改正大綱

(平成22年12月16日)

社会保障・税に関わる番号制度(以下「番号制度」といいます。)は、主として給付のための制度であり、

- ① 真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実とその効率化を図りつつ、
- ② 国民の負担の公正性を担保し、制度に対する国民の信頼を確保するとともに、
- ③ 国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラとして
- ④ 可能な限り早期に導入することが望ましいものと考えます。

# 社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

## 個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

## 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

## 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

## 情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

## 個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者台帳の作成に関する事務に利用 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用

- 上記の他、**福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用**（第9条第2項）。

# 番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

## ①付番

## ②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

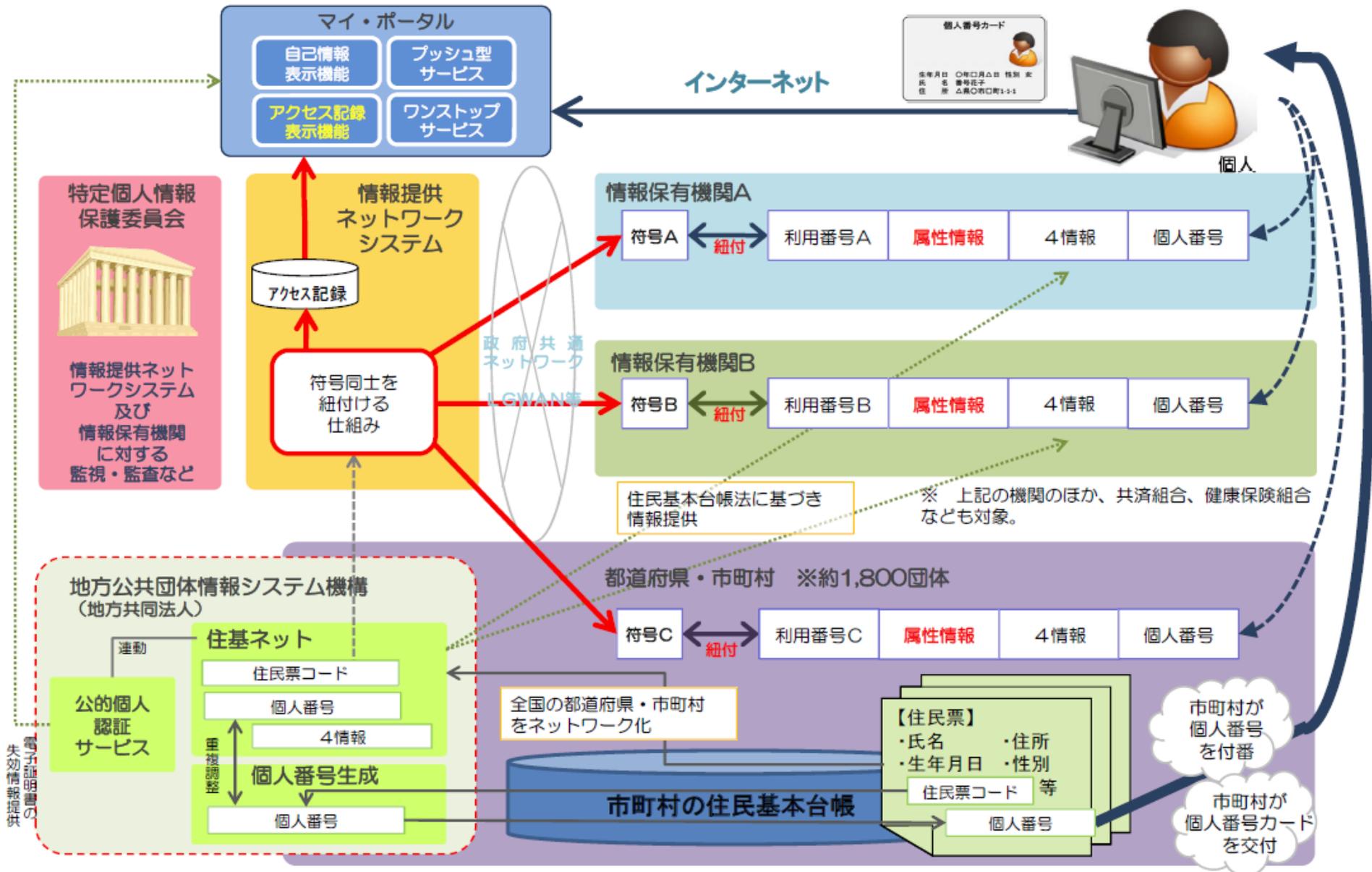
## ③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

# 社会保障・税番号制度のイメージ

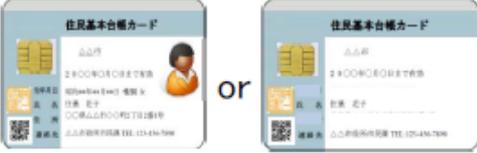
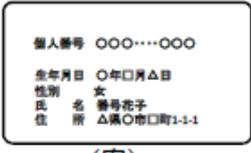


個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会(第1回)マイナンバー制度より

## 番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について（案）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
番号法			H27.10～		
				付番・通知	
				H28.1～	
				個人番号利用、個人番号カード交付	
				H29.1～国等(H29.7～地方公共団体)	
				情報連携	
機構法	H26.4.1～	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関)		機構	
				個人番号の住民票への記載	
	本人確認情報(住民票コード)の提供			本人確認情報(個人番号)の提供	
	住基カードの交付			住基カードの経過措置	
				情報連携関連規定	
公的個人認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関)		機構	
	電子署名			電子署名・電子利用者証明	
				検証者の民間拡大	

# 個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
<b>1 様式</b>	 <p>○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制</p>	 <p>表面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載</p> <p>裏面(案)</p>	 <p>(案) ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし</p>
<b>2 作成・交付</b>	<p>○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務</p>	<p>○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務</p>
<b>3 利便性</b>	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、国の機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

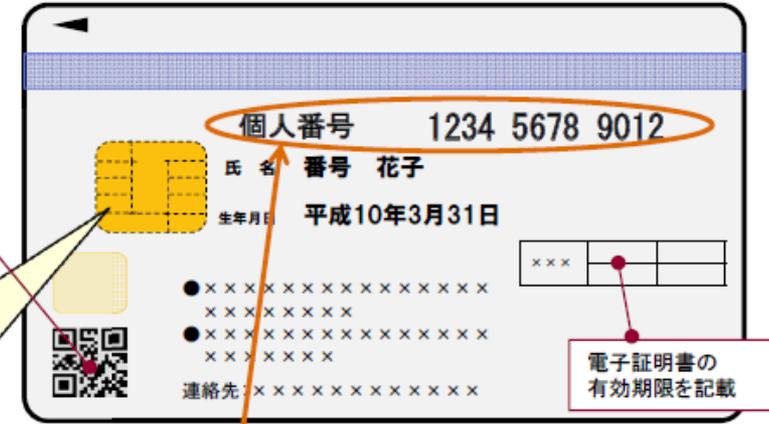
個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会(第1回)マイナンバー制度より

# 個人番号カードの3つの利用箇所について

## 個人番号カードの表面（案）



## 個人番号カードの裏面（案）

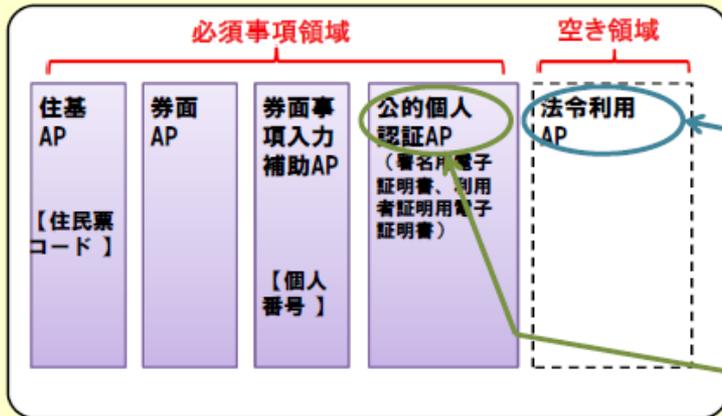


住所変更などがあつた場合に利用。

QRコードで、個人番号12桁を記録する。

電子証明書の有効期限を記載

## 個人番号カードのICチップ内の構成



**(1)個人番号**  
 社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。  
 また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

**(2)ICチップの空き領域**  
 市町村、都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。  
 ・印鑑登録証  
 ・証明書自動交付機  
 ・公共施設予約  
 ・コンビニ交付  
 ・図書館利用  
 ・地域の買い物ポイント 等

**(3)電子証明書**  
 行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。  
 イメージ:金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

# マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認  
(正しい番号であることの確認)

身元(実在)の確認  
(番号の正しい持ち主であることの確認)

個人番号カードは、両方の確認が可能

個人番号  
カード裏



個人番号  
カード表



番号確認用と身元確認用に、それぞれ証明書等が必要

通知カード

または

住民票  
(個人番号付き)

等



運転免許証

または

パスポート

等

※ 上記が困難な場合は、

- 地方公共団体情報システム機構への確認 (個人番号利用事務実施者)
- 住民基本台帳の確認(市町村長)
- 過去に本人確認の上で作成したファイルの確認 など



※ 上記が困難な場合は、

- 健康保険の被保険者証と年金手帳など、2つ以上の書類で確認 など

※ 人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実在)確認書類は要しない。

# 番号制度導入によるメリット ～導入後～

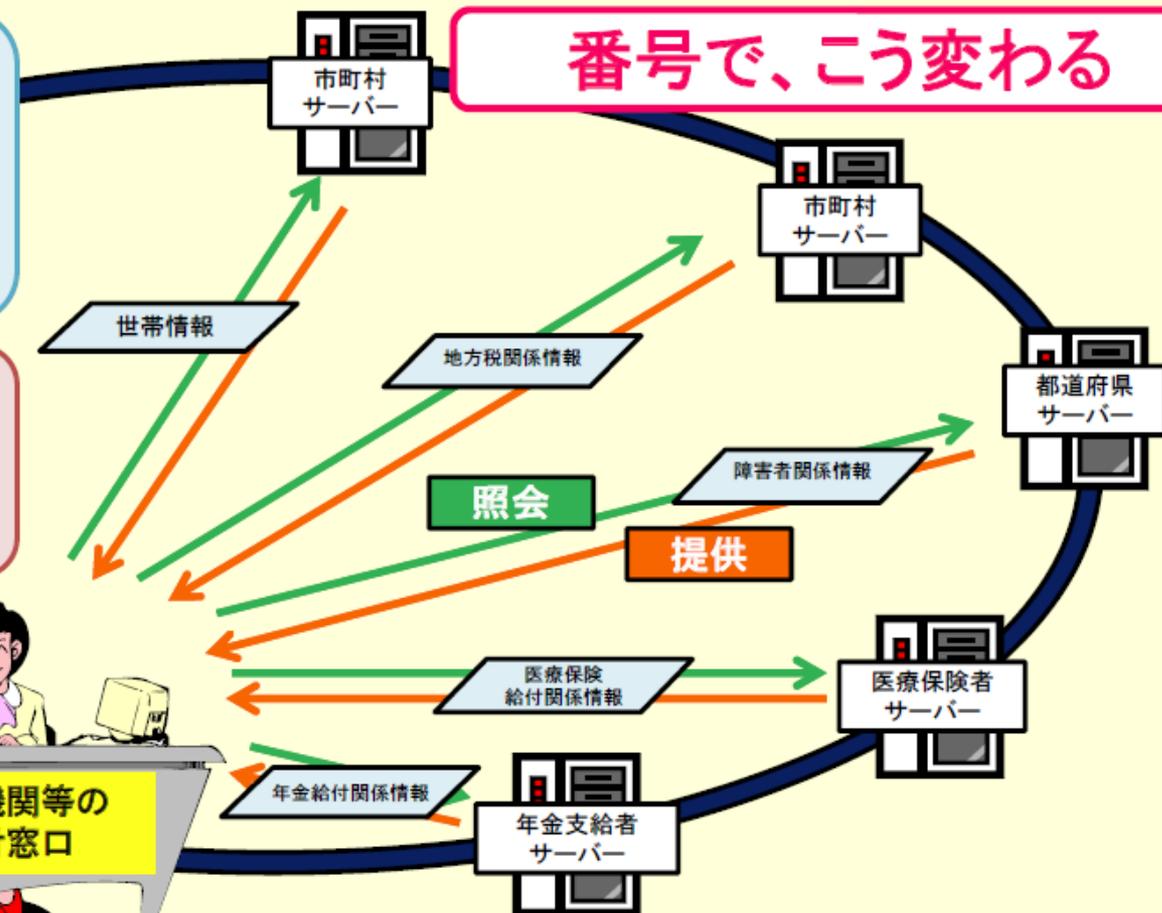
番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるということの確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援が期待される。



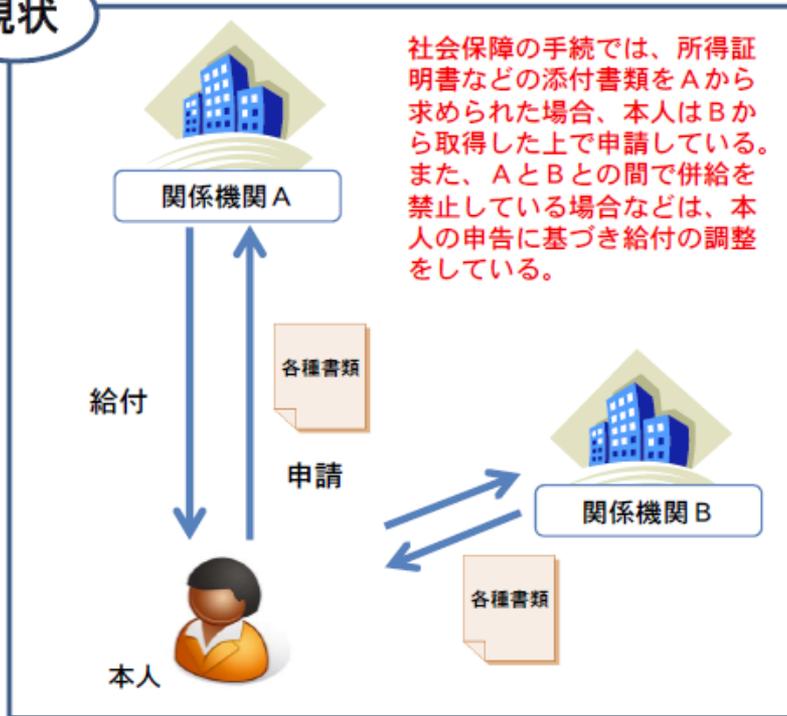
諸手当申請書



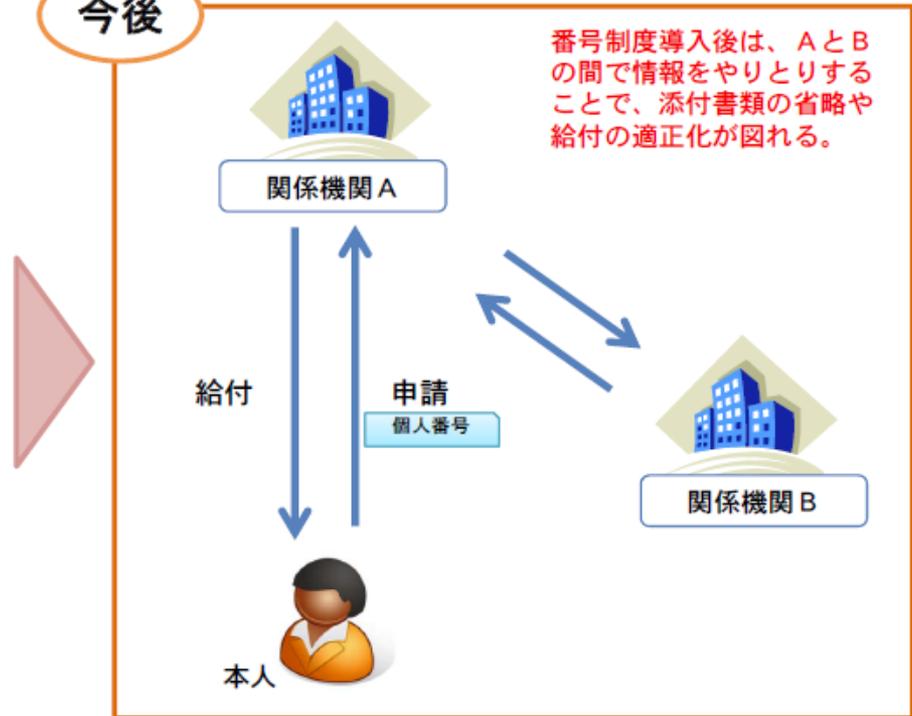
社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。

# 社会保障分野における番号の利用例

現状



今後



## ① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

## ② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

## ③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

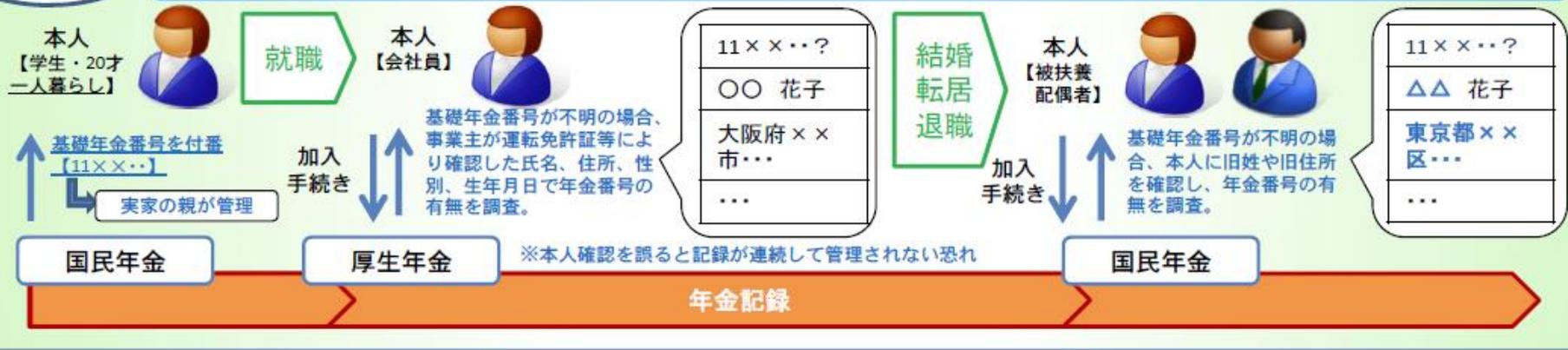
個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会(第1回)マイナンバー制度より

# 年金分野における番号の利用例

「個人番号」の導入により、より確実かつ効率的な本人確認、記録の管理が可能

現状

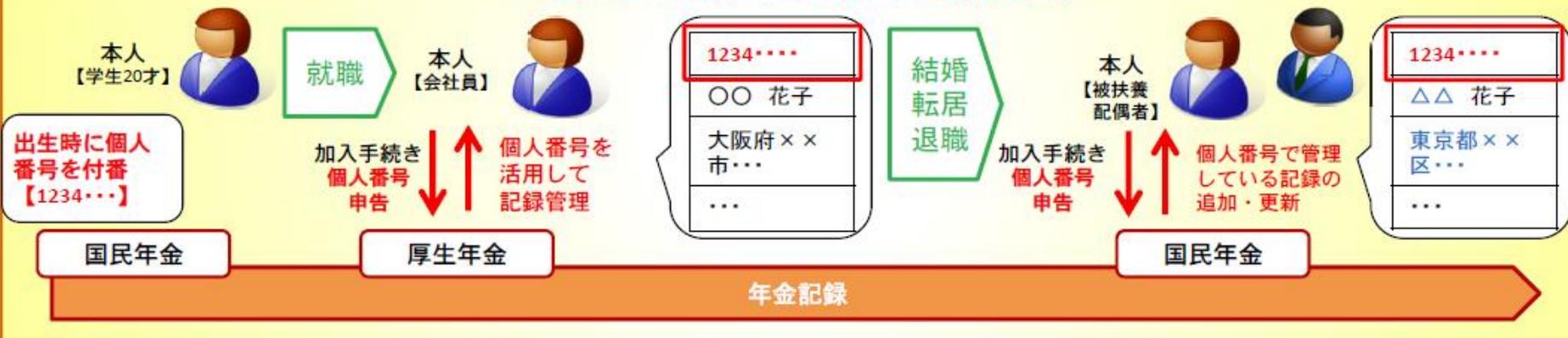
年金制度加入手続き時に、基礎年金番号を保有しているかどうかを調査するために、慎重な本人確認が必要。



個人番号導入

年金制度加入時に申告していただく「個人番号」により、確実かつ効率的な本人確認を実現。

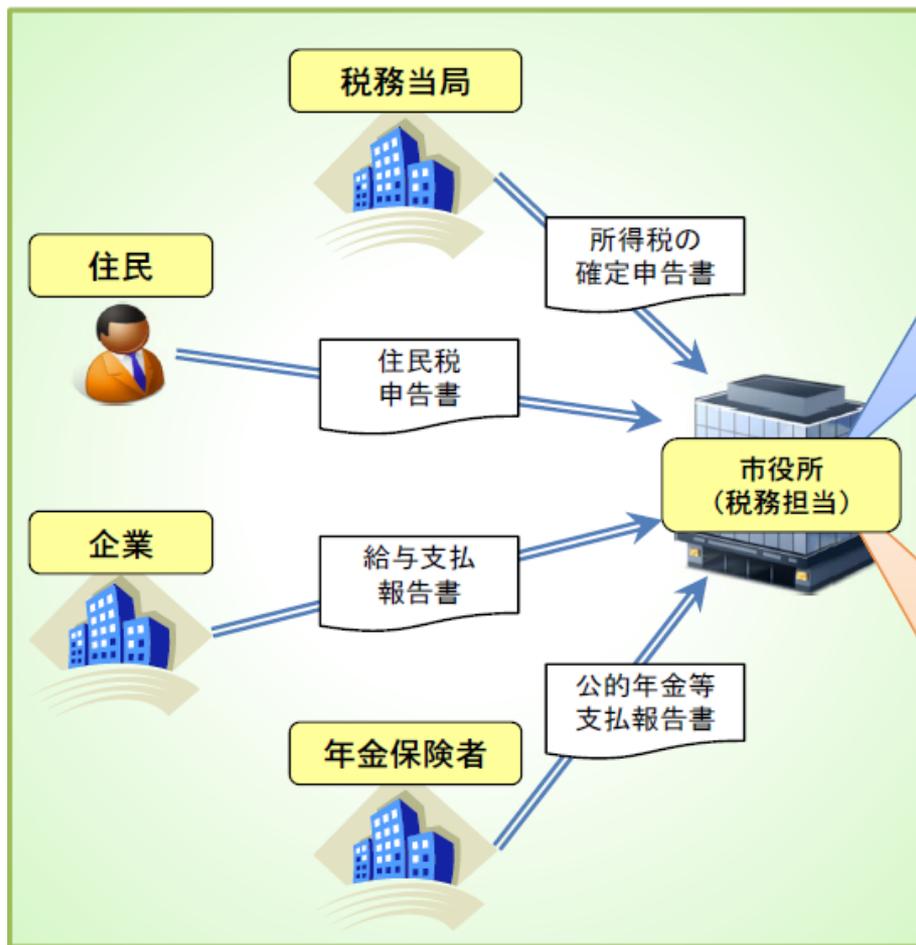
※個人番号は日常での使用頻度が高いため、不明となるケースは稀



個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会(第1回)マイナンバー制度より

## 税分野における番号の利用例

市役所が個人住民税の賦課計算を行う場合に、納税者の所得情報を正確かつ効率的に把握できるようになります。



### 現状

各機関から提出される資料を、「氏名・住所・生年月日」をキーとして、名寄せを行っている。

同姓同名の者がいたり、年度途中で引っ越しを行った者がいたり、**同一人であることを識別に手間がかかり**、正確かつ効率的な名寄せが困難。



### 番号導入

### 今後

各機関から提出される資料に記載されることとなる「**個人番号**」をキーとして、名寄せを行う。

個人番号は唯一無二のものであり、**同一人であることを確実に識別することができる**ので、正確かつ効率的な名寄せが可能。



# 民間事業者も、税や社会保険の手続で、マイナンバーを取り扱います。



## 国民



従業員や  
その扶養家族

個人番号  
1234 .....



金融機関の顧客  
原稿の執筆者など

個人番号の提示

## 民間事業者

源泉徴収票や  
支払調書の作成



健康保険、厚生  
年金、雇用保険  
の被保険者資格  
取得届の作成

各種法定調書や被保険者  
資格取得届等に**個人番号**  
を記載し、行政機関等に  
提出します。

支払調書  
(イメージ)

支払を  
受ける者 **個人番号** 1234 .....

氏 名 番号 太郎

被保険者資格取得届  
(イメージ)

個人 番号	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678 ..	難波 一郎	25.4.1
9876 ..	難波 花子	25.4.1

法律で定められた事務以外で  
マイナンバーを利用することは出来ません。

## 行政機関



税務署  
市区町村



年金事務所  
健康保険組合  
ハローワーク

## マイ・ポータル

- ・ 政府は、法律施行後 1 年を目途として、**情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)**を設置する。(マイナンバー法附則第 6 条第 5 項)



### マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自己情報表示

プッシュ型サービス

ワンストップサービス

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能(附則第6条第5項)

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能(附則第6条第6項第1号)

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能(附則第6条第6項第2号)

行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能(附則第6条第6項第3号)

# 番号制度における安全・安心の確保

○番号制度では、制度面とシステム面から、マイナンバーの利用に関する安全確保の措置を講じている。

## 番号制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

## 制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

## システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



## II-3-① 個人番号カードのセキュリティ対策（その1）

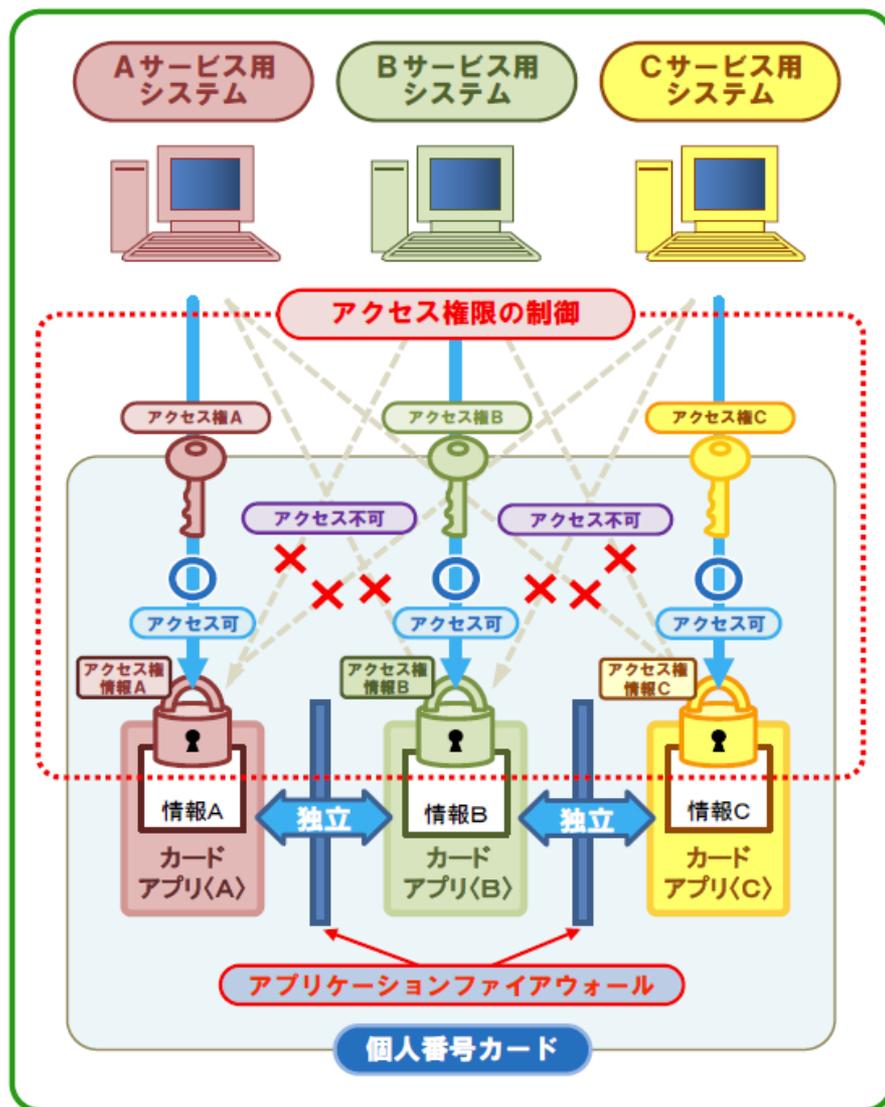
### 必要最低限の情報のみ記録



個人番号カードのICカード内には、プライバシー性の高い個人情報には記録されない。

■『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

## II-3-② 個人番号カードのセキュリティ対策（その2）



### アクセス権限の制御

#### ■ カード内の各情報毎にアクセス権情報を設定



⇒「認証済みにより読み出し可能」等の条件を示すセキュリティ属性

#### ■ アクセス権が条件を満たすと情報にアクセス可能

- ① アクセス権情報に対し、認証／パスワード照合が成功した場合

⇒アクセス権※を獲得



- ② アクセス権がアクセス権情報の条件を満たす場合

⇒情報へのアクセスが可能となる

※ 認証／照合結果としてカードに保持されるセキュリティステータス

### アプリケーションファイアウォール

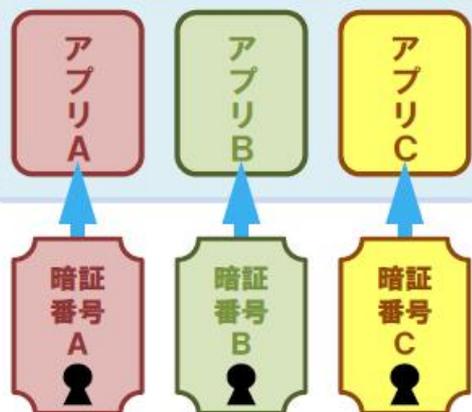
- 情報を設定された各カードアプリケーション間は、「アプリケーションファイアウォール」により、カード内でそれぞれ独立している。

## II-3-③ 個人番号カードのセキュリティ対策（その3）

### 暗証番号

- アプリケーション毎に異なる暗証番号を設定し情報を保護

アプリ毎に異なる暗証番号



- 暗証番号の入力を一定回数以上間違えるとカードがロックされる

《イメージ》



### 耐タンパー性

- ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する

**耐タンパー性**を有する。

※タンパー(tamper):  
「干渉する」「いじくる」「いたずらする」「勝手に変える」の意

#### 偽造目的の主な不正行為

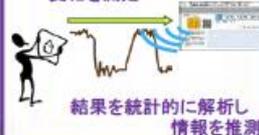
- ① ICチップを取り出し、電氣的または物理的に情報を不正に読み出す

端子を剥がし、ICチップを取り出す



- ② ICチップの電力消費量や処理時間等を測定・解析し、情報を推測

変化を測定



個人番号カードのICチップは、

①と②の両方に対抗できる

#### ① に対して

- 光が当たるとメモリ内容消去
- メモリ回路素子が表面から観察できない
- 電圧異常、クロック異常等の検知で動作停止
- メモリ素子の物理配置ランダム化&暗号化により、解読不可

#### ② に対して

消費電力、処理時間をかくはんすることで、読み取った信号の統計的な解析を困難にする

### ISO/IEC15408 認証

- セキュリティ機能評価の国際標準の認証を取得

#### ● ISO/IEC15408 認証とは

- ・コンピュータシステムや製品のセキュリティ機能の評価を行うための基準であるCC (Common Criteria) の国際標準
- ・スマートカードが必要とするセキュリティの要件を記述
- ・スマートカードの製品調達者は、CCに基づき、PP (Protection Profile: 利用者のセキュリティ要件を記述した要件仕様書) を作成
- ・開発者は、PPに基づき、ST (Security Target: セキュリティ開発方針を厳密に記述したセキュリティ設計仕様書) を作成し、これを実装した製品を開発
- ・評価機関が以上の過程を評価し、認証機関が認証



# 番号法のまとめ

## 付番、情報連携、本人確認の仕組みを持つ

- ① 付番は**悉皆性、唯一無二性**、最新の基本4情報と関連付け
- ② 個人番号と紐付された情報は**分散管理方式**、**符号**を用いて連携
- ③ 社会保障における個人情報の利用は**年金、雇用保険、医療保険徴収、生活保護、低所得者などの事務手続き**に限定
- ④ 情報提供等記録開示システムの設置(法律施行1年後)
- ⑤ 情報の漏えいや不正利用への**罰則の強化**
- ⑥ セキュリティはシステム、カードとも非常に高いとされている

## マイナンバー制度は個人情報個人番号で紐付けする インフラ

→利用範囲、個人情報保護は法律で規定(法律を改正、  
解釈を変更すればいくらでも利用範囲は拡大)

→利用範囲の規定と関係なく紐付けは進んでいる

### 今後の利用範囲の見直し(番号法、個人情報保護法改正)

- ① 内閣府(経済財政諮問会議、日本再興本部(産業競争力会議、IT総合戦略本部))
- ② 厚生労働省(日本医師会)
- ③ 日本医師会

# マイナンバー制度のその後の論点 今後の利活用の拡大

---

# 医療等IDに係る法制度整備等に関する 三師会声明（参考資料）

2014.11.19

公益社団法人日本医師会  
公益社団法人日本歯科医師会  
公益社団法人日本薬剤師会

---



# 1. マイナンバーとは異なる医療等IDの 必要性

- 医療情報は公益上の理由から集積し活用される必要がある
- 複数の施設、多職種が関わる地域医療・介護連携などでも共通の個人を識別する番号があれば効率的
- 一方、生涯から死後にいたるまで一貫した医療記録として名寄せできる可能性があり、漏洩してしまった場合は取り返しがつかない
- 医療等分野では「差別」のみが問題ではなく、単に誰にも知られたくない、思い出したくない情報がある

国民が必要とした時に番号の変更等が担保された医療等分野専用の番号(医療等ID)が必要

## 2. 医療情報そのものを保護対象とした法整備が必要

- 医療従事者には、いわゆる守秘義務（秘密漏示罪）が科され、その違反者に対しては、懲役や罰金という厳しい罰則が適用される
- 一方、ICT化の進展に伴い、このような厳しい罰則の適用のない人間が医療従事者と同じ医療情報を取り扱うようになってきている

医療情報そのものを保護対象とし、同じ医療情報を取り扱う限り、それに触れる者全般に対して有効な罰則を含めた法整備が必要

### 3. 医療情報の二次利用・突合は厳しく制限するべきである

- 医療情報は、身体の特徴をよく表すことがあり、他の情報と照合することで個人が特定される可能性を否定できない
- 医療等の機微情報が、消費行動の履歴やポイント等のプライバシーと同じ法的な枠組みの取扱いで済むとは思えない

二次利用は厳しく制限し、突合は原則禁止とすべき  
二次利用の際の個人への説明と承諾は可能な限り行うべき

## 4. 個人番号を医療の現場で利用すべきではない

- 個人番号カードにはその券面に「個人番号」を記載するとされている
- 法で券面番号たる「個人番号」の安易な利用が禁止されていたとしても、そこに目に見える番号がある限り、内部管理等での利用を確実に阻止することは難しい

医療の現場で個人番号カードを利用する環境を容易に構築してはならない

医療等の分野では、医療情報と個人番号が結びつく危険性をできるだけ小さくする(医療等IDを用意する等)

## 5. 個人番号カードへの健康保険証（被保険者証）機能の取込には反対

- 商習慣としてコピーされている
- 被保険者証の窓口確認の際に、第三者による個人番号窃視の可能性がある
- 患者の病歴という極めてプライバシー性の高い情報が個人番号と紐付く危険性が高くなる

個人番号カードの券面に「個人番号」が記載されている限り、被保険者証機能を付加することは、患者のプライバシーの保護や安心の観点などから反対

## 9. 医療分野には「個人情報を守る立場」 の監視機関が必要

- 先般の「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」では、消費者等も参画した民間団体が各業界による運用ルールを定め、利活用を進める立場の第三者機関が、認定に関与して実効性を確保する、とされた

医療情報の取扱については個人情報を守るという立場の、プライバシーコミッショナーの役割を担う特別な機関が必要

# 平成26年度日本医師会医療情報システム協議会 (H26.11)

行政の立場から講演した瓜生和久内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室内閣参事官は、個人情報保護法改正の背景、課題、昨年末に提出した骨子案の主な内容を説明。

**向井治紀内閣府大臣官房番号制度担当室長**は、医療分野を中心にマイナンバーの解説をする中で、「カルテにマイナンバーを記載するのは違法である」と強調するとともに、「保険の資格確認に利用する方法についてはいろいろな考え方がある」と述べた。

**鯨井佳則厚生労働省大臣官房参事官(情報政策担当)**は、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」が昨年十月に取りまとめた「中間まとめ」の内容を中心に説明。「医療分野で番号を使うとしたら、どういう利用場面があるのか、番号のあり方や、マイナンバーで整備されたインフラをできるだけ活用して、二重投資とならないようにしたい」との考えを示した。

# 日本医師会の主張

1. 悉皆性、唯一無二性のないマイナンバーと違う医療IDが必要
2. マイナンバーを医療の現場では使用すべきでない(マイナンバーカードへの健康保険証機能の取り込みには反対)
3. 医療情報の二次利用、突合は原則禁止
4. 医療情報そのものを保護する法律と監視機関が必要

# **厚労省医療等分野での番号の活用に関する議論の全体像(H26.5-H26.12)**

## 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

社会保障・税番号制度の具体的な制度設計等を踏まえつつ、医療等分野における番号の必要性や具体的な利用場面等について検討を行う。

### これまでの経緯

- 医療等分野における番号制度の活用等については、社会保障分野サブワーキンググループ及び医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会の合同開催により、平成24年9月に「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」がとりまとめられた。この中で、「特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。」とされたところ。
- 一方で、社会保障・税番号制度については、平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が成立し、現在、施行に向けて制度の詳細設計が行われている。

### 検討事項

- 医療等分野における番号の具体的な利用場面
- 当該番号を活用した情報連携基盤
- 当該基盤に係る技術検証並びに費用及び効果 等

### 構成員

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 構成員名簿  
(敬称略、五十音順)

飯山 幸雄	国民健康保険中央会常務理事
石川 広己	日本医師会常任理事
大道 道大	日本病院会副会長
大山 永昭	東京工業大学像情報工学研究所教授
貝谷 伸	全国健康保険協会理事
金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
佐藤 慶浩	日本ヒューレット・パカード(株)個人情報保護対策室室長
霜島 一彦	健康保険組合連合会理事
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
土屋 文人	日本薬剤師会副会長
富山 雅史	日本歯科医師会常務理事
馬袋 秀男	『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会特別理事
樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究所教授
南 砂	読売新聞東京本社編集局総務
森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科医療経営政策学講座特任准教授

# 医療等分野での番号の活用に関する議論の全体像（中間まとめ）

医療等分野での番号(電磁的符号を含む)※を用いた情報連携 ※マイナンバーに限定しない

## 医療機関・介護事業者等の連携

(地域レベル、複数地域間での連携)

- ・病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認
- ・医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

## 本人への健康医療情報の提供・活用

(ポータルサービス)

## 健康・医療の研究分野

(コホート研究、大規模な分析)

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

## 医療保険のオンラインでの資格確認

※保険者はマイナンバーで資格情報を管理するので、資格確認手続きのうち保険者でマイナンバーを活用

## 保険者間の健診データの連携

資格異動時での特定健診など健診データの連携

## 予防接種の履歴管理

市町村での接種歴の管理、本人への通知等

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

※全国がん登録への活用は突合事務等の実務的な課題を検討

医療等分野の個人情報の特性を考慮し、オンライン資格確認のインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性が確保された仕組みを検討

### 【番号制度のインフラとの関係】

- ・現行の番号法の枠組み(目的規定)は、行政機関等がマイナンバーを用いると規定。医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない
- ・番号制度では、保険者が資格情報をマイナンバーと紐づけて管理。保険者が資格情報を用いる場合など、安全で効率的な情報連携とするため、番号制度のインフラの活用も必要
- ・マイナンバーとは別に見える番号を発行するのはコストがかかる。電磁的符号のほうが、安全性の確保と二重投資を避ける観点から望ましい
- ・番号・符号が重複しないよう、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みが必要
- ・医療情報の第三者提供は本人同意が前提。個人ごとに情報の提供範囲が異なりうるので、一律な情報照会と回答が難しい

現行の番号法の枠組みの中で、行政機関・保険者がマイナンバーを用いることについて検討

- ・行政機関・保険者は住所情報や保険資格情報を個人番号で管理
- ・社会保障・行政サービスの向上・効率化に資する

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

### ○番号法の目的(法第1条)

- ・行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号を活用して、効率的な情報の管理と利用、他の行政事務を行う者との間で迅速な情報の授受ができるようにする
- ・これにより、①行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保、②手続きの簡素化など国民の利便性の向上が得られるようにする

### ○利用範囲(法別表)

- ・医療保険・年金の給付、保険料の徴収
- ・雇用保険等の資格取得・確認、給付
- ・生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等

# 医療等分野での番号制度（マイナンバー制度）の活用に関する検討会

- ① 医療分野の個人情報情報の活用は、本人の同意必要、医療連携においては共有する病歴の範囲を患者が選択
- ② マイナンバー制度では行政機関や保険者等はマイナンバーと紐付けて情報管理する
- ③ マイナンバー制度では医療機関でのマイナンバーカードの利用は想定されず、別の医療番号あるいはマイナンバー見えないカードを使用すべき



医療ではマイナンバー制度（マイナンバーと紐付けた情報管理や基盤整備）必要。しかし、マイナンバーカードは用いない。利活用の拡大は現行の番号法の枠組みの中で

# 内閣府での検討

経済財政諮問会議

産業競争力会議

IT総合戦略会議など

## 日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日・閣議決定) <抜粋>

### ○ 医療情報の利活用推進と番号制度導入

・地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

## 日本再興戦略 改訂2014－未来への挑戦－(平成26年6月24日・閣議決定) <抜粋>

### ①健康・医療分野におけるICT化に係る基盤整備

・医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る。

## 世界最先端 IT国家創造宣言(平成26年6月24日・閣議決定) <抜粋>

### Ⅱ 3 (1)利便性の高い電子行政サービスの提供

・個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

# IT総合戦略本部の体制

## 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

### 新戦略推進専門調査会（親会）

会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

各府省情報化統括責任者  
（CIO）連絡会議

電子行政オープン  
データ実務者会議

パーソナルデータに  
関する検討会

ITコミュニケーション  
活用促進戦略会議

情報セキュリティ  
政策会議

電子行政分科会

農業分科会

医療・健康分科会

人材育成分科会

防災・減災分科会

新産業分科会

道路交通分科会

規制制度改革分科会

マイナンバー等  
分科会

ワーキンググループ  
データ

ワーキンググループ  
ルール・普及

ワーキンググループ  
技術検討

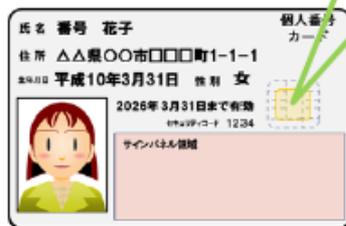
# 個人番号カードの普及・利活用

「世界最先端のIT利活用社会」実現に向け、日本国に住民票のある人であれば誰でも取得できる実生活／オンラインの本人確認手段として、個人番号カードの普及・利活用を拡大。

職場・役所・病院等で必要なカード類(健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書等)や、紛失等の恐れのある国家資格等の資格の証明書を、個人番号カードに一体化／一元化



個人番号カードで利用できる、安全・安心なオンライン本人確認手段である公的個人認証サービスについて、対面・書面に代えて、官民の様々な手続きに利用を拡大



窓口外、時間外の利用が可能なコンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスを拡大



身近な公的身分証明書として、様々な官民の本人確認を要する場面で利用できるようにするとともに、取得に係る本人負担を軽減

# 個人番号／法人番号

## 【個人番号】

### ・ 個人番号を利用した業務見直し

国において、個人番号を利用する事務について、システムによる情報連携を念頭に、対面・書面の必要性を含め、業務・システムの見直しを進めるとともに、同様の対応が求められる地方公共団体に対し、法令解釈やシステム仕様等について、必要な助言・情報提供等の支援を行う。

### ・ 個人番号の利用範囲の拡大

現行可能なマイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、情報連携等により更なるメリットが期待される事務、具体的には①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番（口座名義人の特定・現況確認等に係る事務）、④医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、⑤自動車の登録に係る事務について、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、個人番号の利用範囲の拡大や制度基盤の活用を検討する。

## 【法人番号】

### ・ 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与

国や地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告等）を公開する際に、法人番号を併せて公開することで、検索・利用を容易にする。そのために、関連する行政手続きにおいて法人番号を求め、法人情報の適切な管理を図る。

### ・ 「法人ポータル」の構築

法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧、調達や補助金等に係る情報入手や、各種のオンライン手続き等を行える「法人ポータル」を構築する。

### ・ 既存の番号との連携拡大等

国内外で法人に付されている既存の番号との連携を進めるとともに、個人事業主等に対する付番等について、具体的な利用ニーズ等を検討する。

平成 26 年 4 月 25 日

政府税制調査会・  
マイナンバー・税務執行ディスカッション  
グループ（DG）における議論の概要

財務省主税局

(1) マイナンバーを活用した利便性の向上・行政運営の効率化

(2) 社会保障や税の給付と負担の公平化

① 適正・公平な課税

○ 税務の分野では、法定調書の名寄せや申告書情報との突合が、番号を用いて、正確かつ効率的にできるようになり、所得把握が向上し、適正・公平な課税に資する。

○ 他方、現行の法定調書等にマイナンバーの記載を求めても、それだけでは税務当局が新たな資料情報を得られるわけではなく、その効果には限界があることにも留意が必要。

今後、マイナンバーを活用した、より適正・公平な課税を実現していくためには、法定調書の範囲の拡充を検討すべき。その際、提出者や当局の事務負担を勘案すれば、電子的提出を進めることや、必要性の低い調書の削減も検討すべき。

② 負担能力に応じた公平できめ細かな社会保障

○ 社会保障分野でも、マイナンバーを活用することによって、所得や資産等の負担能力をより正確に把握することが可能となり、社会保障の給付や負担の公平化が、より一層図られることが期待されている。

③ マイナンバーを活用した環境整備

○ 適正・公平な課税や負担能力に応じた公平できめ細かい社会保障の実現のためには、正確に所得や資産を把握することが重要。社会保障分野における所得要件は住民税の課税情報等により運用されているという実情も踏まえ、税と社会保障の両面からマイナンバーを活用した環境整備を進めるべき。

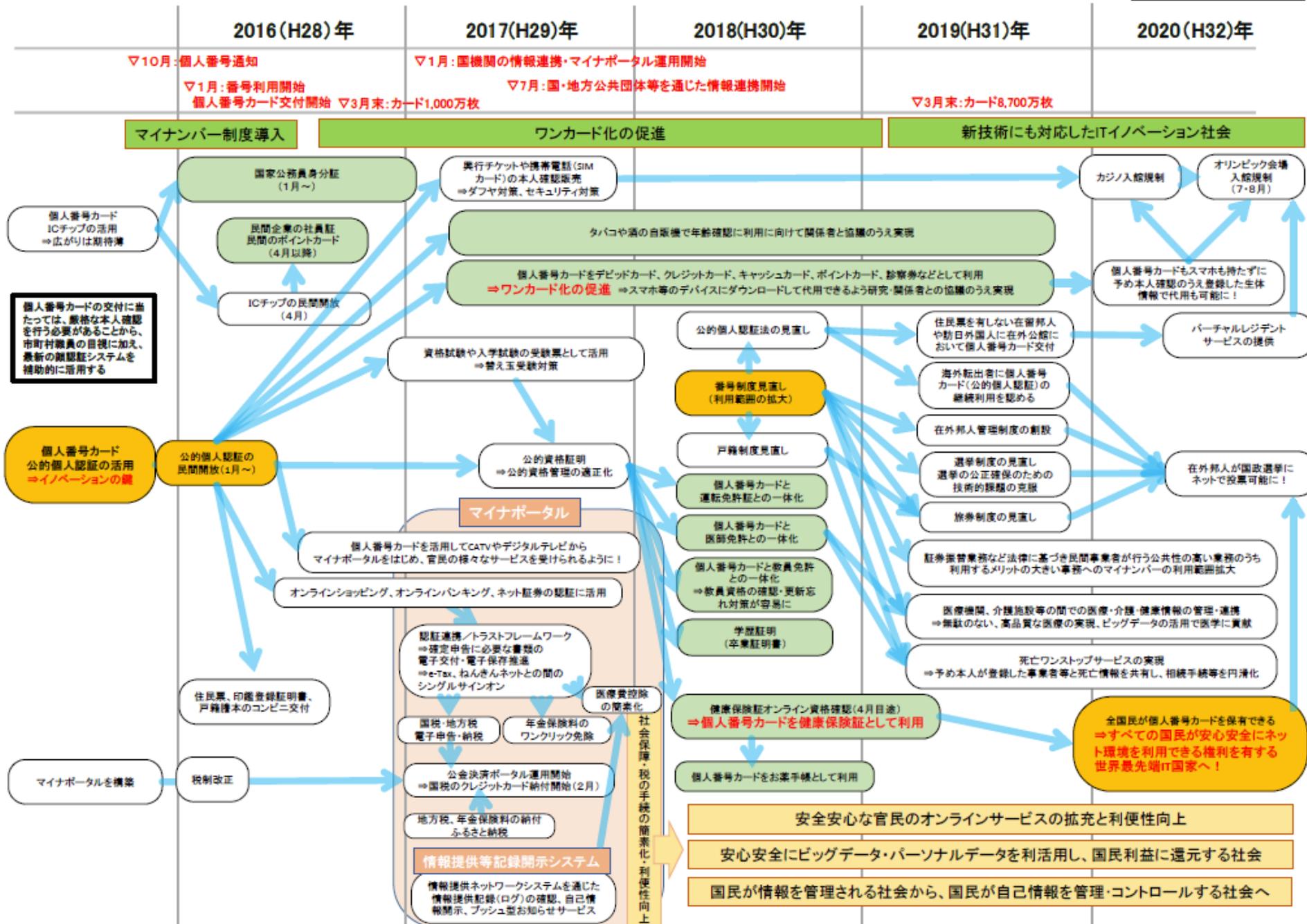
## (金融資産・所得)

- 社会保障について所得・資産要件を適正に執行する観点や、適正・公平な税務執行の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき。
- その際、預金口座へのマイナンバー付番は、マネーロンダリング対策や、預金保険などでの名寄せ、災害時の迅速な対応といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要。
- 他方、預金口座への付番については、個人預金の口座数が10億口座を上回るとされているなか、金融機関のコストや事務負担など、執行面の課題を十分に検討する必要。いわゆる休眠預金の扱いや、預金者からの番号告知を促すインセンティブ、付番に要する準備期間等の幅広い論点について、海外における取組も参考にしつつ、実態を十分踏まえて、実務的に検討を進めていくべき。

## (固定資産)

- 固定資産についても、マイナンバーを付番することにより、複数の自治体に分散する固定資産を所有者ごとに把握できるようにすべきとの意見があったが、現在の不動産登記は必ずしも真の所有者を示していない等の課題もあり、実態を踏まえた実務的な検討が必要。

# マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)



2015年10月よりマイナンバーが全国民に通知され、制度が始動。

- これを契機に、医療等分野においても、**地域包括ケアシステムの充実・強化を図り患者の利便性を高める**とともに、**医療の質の向上や創薬等医療分野の研究開発環境整備、ヘルスケア産業の活性化**などに資するよう関係府省一体となって、ICT化を強力に推進。
- **マイナンバー制度施行から2020年までの5年間に集中取組期間と定め、以下の各項目について施策の実施スケジュールを具体的アクションとともに明確化し、**年次の成長戦略の改訂に盛り込むことを目指す。****

### 取組の概要

- 1. マイナンバー制度のインフラを活用した医療等分野における番号制度の導入**  
▽医療等分野における番号制度を導入することとし、これを基盤として、医療等分野の情報連携を強力に推進
- 2. 医療等分野でのデータのデジタル化・標準化の推進／地域医療情報連携(介護を含む)等の推進**  
(健康・医療戦略推進本部の下に設けた次世代医療ICT基盤協議会において達成状況等を随時点検する等PDCAによる不断の見直しを実施)  
▽医療等分野でのデータの電子化・標準化を通じて、検査・治療・投薬等診療情報の収集・利活用を促進／医療介護現場での情報連携を促進
- 3. 医療介護政策(医療介護の質の向上、研究開発促進、医療介護費用の適正化等)へのデータの一層の活用**  
▽医療等分野における番号制度の導入等を契機として、医療介護データの政策活用を飛躍的に推進(保険者機能の強化、データベース分析を活用した医療介護の質の向上や医療介護費用の適正化、大規模医療情報の収集・分析等による創薬等の研究開発環境の整備等)  
  
以下の点を盛り込んだ「**医療等分野データ利活用プログラム(仮称)**」を健康・医療戦略推進本部の下に設けた次世代医療ICT基盤協議会において策定【2015年度中】  
(  
・国等が保有するデータベースについて、患者データの長期追跡及び各データベース間の患者データ連携の実現に向けた工程表  
・データを活用した医療の質の向上、研究開発の促進、地域における医療機能の分化・連携、医療介護費用の適正化等  
)
- 4. 民間ヘルスケアビジネス等による医療等分野のデータ利活用の環境整備**  
▽医療等分野の研究開発活動や医療・介護サービスと連携して健康管理・増進サービス等を提供するヘルスケア産業を活性化

# 政府与党

○下記の記事に示すとおり、政府与党はマイナンバー制度の開始に伴って国民に交付される個人番号カードに関して、「健康保険証」と一元化することに前向きな姿勢を示している。

掲載紙	内容
朝日新聞(7/2)	<p><b>マイナンバー制のカード、保険証と合体案 自民が提言</b></p> <p>自民党は2日、国民一人一人に番号を割り振る共通番号(マイナンバー)制度で、希望者に配る個人カードを、まずは健康保険証と合体させるよう求める提言をまとめた。日常生活で使う機能を盛り込むことで、カードを普及させ、制度の定着を促すねらう。</p> <p>昨年5月に法律ができた共通番号制度は、すべての国民に番号を割り振り、税や社会保障などの個人情報を一元管理する仕組み。2015年10月に国民に番号の通知をはじめ、16年1月以降、希望者に顔写真付きICカードを交付する。</p> <p>ただ、国民がカードを使う場面は自分の納税額や医療費をインターネットで確認する時などに限られている。このため、自民党IT戦略特命委員会(平井卓也委員長)の提言は、社員証や学生証、銀行のキャッシュカードなどの機能を持たせることや、運転免許証との合体も検討課題とした。</p>
日経新聞(7/2)	<p><b>個人番号カード、健康保険証の機能追加を 自民が提言</b></p> <p>自民党は2日、社会保障給付と納税を1つの個人番号で管理する「マイナンバー制度」に関する提言をまとめた。2016年1月から希望者に配る個人番号カードに、健康保険証の機能を加えるよう提起した。利便性を高めてカードの普及を後押しし、18年度までに国民の3分の2にあたる8700万人分を配布する目標を掲げた。</p> <p>党IT戦略特命委員会(平井卓也委員長)がまとめた。マイナンバーを使ってインターネットの専用サイトで自分の所得や年金情報を確認したり、添付書類なしでも税の確定申告ができたりするようになる。</p> <p>提言の柱は個人番号カードの利便性を高めることだ。健康保険証のほか、国や自治体が発行する印鑑登録カードや施設使用カードを順次、個人番号カードに置き換えるよう促す。自動車の運転免許証も中長期的課題として検討すべきだとした。</p> <p>カード交付の費用は当面、国が全額負担するよう求めた。実際の交付は本人確認の徹底を前提に、市町村が保険者などに委託したりすることも認めるべきだとの考えも示した。</p>
産経新聞(7/4)	<p><b>健康保険証と一元化に意欲 マイナンバーで甘利氏</b></p> <p>甘利明経済再生担当相は4日、国民に番号を割り振るマイナンバー制度の開始に伴って交付される個人番号カードに関し、健康保険証と一元化することに前向きな考えを示した。制度の普及を促すのが狙い。</p> <p>一元化を提言している自民党IT戦略特命委員会の平井卓也衆院議員らとの会談で「保険証と一緒にしても何の支障もない。ぜひやっていきたい」と述べた。健康保険制度を所管する田村憲久厚生労働相に実現を働きかけていく意向も示した。</p> <p>マイナンバー制度は年金や納税の情報管理などに利用する目的で、政府が2015年10月から全ての国民に対し個人番号を記載した通知カードを送付し、希望者には16年1月から番号や名前、顔写真などを記載したICカードを配る。政府内では預金口座への活用なども検討されている。</p>

# 自民党 I T 戦略特命委員会・マイナンバー利活用小委員会 緊急提言（平成26年7月3日）の概要

## マイナンバー制度への期待と課題

期待

- ⇒マイナンバー制度は、社会保障制度や税制、IT社会の基盤となるもの。
- ・これまで実現が困難とされていた新たな制度設計が可能に。
  - ・より正確な所得把握等を通じて、より公平な社会保障や税の執行を実現。
  - ・行政機関での正確で効率的な情報管理に資する。
  - ・国民が官民のオンラインサービスを安心、安全に利用し、メリットを実感できる社会を実現。

課題

- ⇒マイナンバー制度の導入、定着、そして発展に向けて、国民の期待は大きく、すでに多額の税金が投入されており、絶対に失敗は許されない。
- ・「個人番号カード」を広く国民に持ってもらうことが必要不可欠な大前提。
  - ・仮に、個人番号カードを普及させる確実な手立てを講じられないのであれば、マイナンバー制度の施行は凍結すべき。

## 個人番号カードの普及策

### 交付方法の再考

多様な申請・交付の手  
段を市町村長が採りえ  
るよう、柔軟に対応。

### 多くの国民が保有するカードとの機能一元化

健康保険証機能を個人番号カード  
に集約。自動車運転免許証も中長期  
課題として検討。

### 官民の各種カードの機能一元化

国や地方公共団体が発行するカードは順次個人  
番号カードに置き換え。民間事業者のICチップ  
空き領域利用解禁、社員証・学生証・診察  
券・キャッシュカード等に利用。

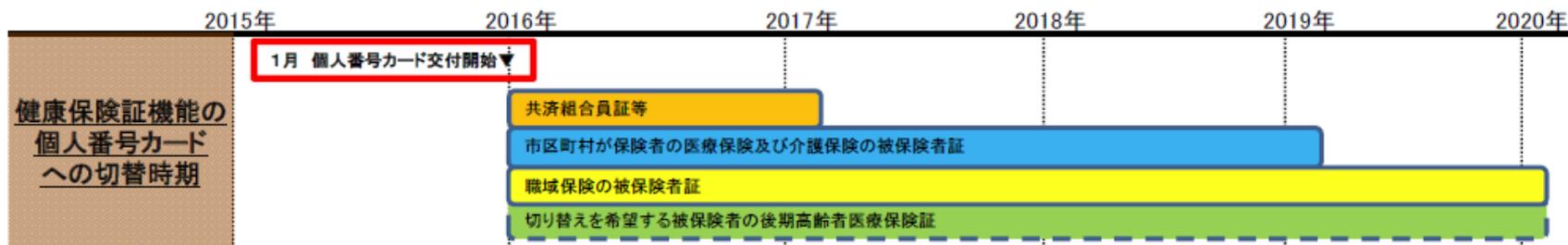
### 無料交付

当面は国が全額費用負担し、無  
料交付。民間事業者（スポン  
サー）による費用負担も中長期  
課題として検討。

## 健康保険証機能の個人番号カードへの集約化

- 2016年1月以降、直ちに個人番号カードを健康保険証として利用
- 健康保険証機能の個人番号カードへの集約化により、2018年度までに約8700万枚普及（国民の約2/3が保有）

- 現行のマイナンバー法で対応可能。個人番号カードの普及効果大。
- 医療機関の窓口で被保険者番号の代わりにマイナンバーを利用
- 健康保険証発行費用の縮減、顔写真の確認による成りすまし受診の防止が可能
- 現行法で想定されているレセプトへのマイナンバー記載も容易
- 大規模なシステム改修は不要
- 個人番号カードの券面の空きスペースに保険者を識別するシールを貼るなどして、加入している保険の種類がわかるようにする必要



## 政府与党、内閣府の医療へのマイナンバー制度の方向性

悉皆性、唯一無二性の番号とデジタル化した医療情報を紐づけし、利用範囲を拡大することにより

- ① 国民の利便性の高い官民オンラインサービス
- ② 適性・公平で漏れのない社会保障給付及び負担(税負担)の執行
- ③ 医療介護政策(研究開発も含む)、民間のヘルスケアビジネスへ利活用



法律の改正(番号法、個人情報保護法)

マイナンバーカードの1カード化(運転免許証、国家資格、健康保険証など)

マイナンバーカードの普及(国民の2/3目標)

# 個人情報の保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

## 個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

## 番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充  
⇒預貯金口座への付番、保健事業（メタボ健診等）に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

## 個人情報保護法の改正のポイント

### 1. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴や個人に発行される符号等が該当）
- ・要配慮個人情報（仮称、いわゆる機微情報）に関する規定の整備

### 2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報（仮称）に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

### 3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

### 4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

### 5. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

### 6. その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

# マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

## 1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

## 2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

## 3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

### 【参考】

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成25年6月14日閣議決定）抄

#### Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

#### 3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

##### (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

# 特定個人情報保護委員会の改組について

## 1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡大

### 現状

#### マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、  
新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大

### 改組後

#### マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等

+

#### 個人情報全般について

- ・適正な取扱いの確保のための監督
- ・認定個人情報保護団体の監督
- ・個人情報全般に関する広報・啓発
- ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等

※行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

## 2. 組織形態

- ・特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- ・所掌事務の拡大に伴う体制の強化

**H27年5月29日經濟財政諮問會議**

# 財政制度等審議会が検討している社会保障制度改革の主な事項

## 〔医療・介護〕

### （公的給付範囲の見直し）

- ・後発医薬品の使用割合目標の引上げ（29年度内80%へ引上げ）、30年度から後発医薬品がある先発医薬品の保険給付額を後発医薬品の価格までとする制度へ
- ・市販品類似薬の公的保険からの除外、かかりつけ医の普及の観点も踏まえた受診時定額負担等の導入
- ・次期介護保険制度改革における生活援助サービス及び福祉用具貸与等の原則自己負担化、通所介護等の地域支援事業への移行等
- ・上記の他、在宅療養との公平確保の観点からの入院患者の居室代負担の見直し 等

### （サービス単価の抑制）

- ・薬価調査に基づく薬価のマイナス改定分は市場実勢価格の反映に過ぎないため、診療報酬本体の財源としない。
- ・薬価基準が市場実勢価格を適切に反映したものとなるよう、その頻度を含め在り方を見直し
- ・国民負担抑制の観点からの診療報酬本体・介護報酬のマイナス改定、調剤報酬の適正化 ・生活習慣病治療薬の処方の方の見直し

### （負担能力に応じた公平な負担）

- ・世代間の公平の観点からの高額療養費制度の見直し ・75歳以上の医療費定率負担の原則 2割負担化
- ・介護保険制度の2割負担対象者の対象拡大及び月額上限の見直し
- ・マイナンバーを活用し預貯金等の金融ストックも勘案した負担能力判定の仕組みの導入
- ・就業先に関わらない負担能力に応じた保険料負担（前期高齢者医療費納付金と介護納付金の総報酬割への移行）
- ・高所得者の年金の見直し（一定の所得を得ている高齢者について老齢基礎年金の国庫負担相当分の支給を停止）

### （医療の効率化）

- ・病床の機能分化・医療費の不合理な地域差解消に向けた枠組み強化（「地域医療構想」と統合的な診療報酬体系の構築や都道府県の権限強化など）
- ・データに基づき外来医療費の地域差を解消する枠組みの構築
- ・ICT等を活用した医療の無駄排除（重複受診や多剤投与を保険者がチェックできる仕組み構築）
- ・予防の推進に向けた枠組み強化（ヘルスポイント・保険料の傾斜設定等のインセンティブ措置等）

### 〔生活保護〕

- ・保護脱却の推進（保護受給の更新期の設定や正当な理由なく就労しない場合の保護費の削減などの導入）、医療扶助費の適正化（後発医薬品に基づく医療扶助基準の設定や医療費の一部自己負担の導入）、最低限度の生活保障としてのきめ細かい扶助基準の在り方等の検討

### 〔子育て〕

- ・子育て支援は現在及び将来の労働力確保にも資する施策であることを踏まえ、更なるサービス充実の要請に応えるため、事業主負担を拡大

# 提言内容の全体像(1)

## (1) 社会保障サービスの産業化促進【参考① 産業化規模イメージ:図表1、2】

- ① マイナンバーも活用して医療関連データを利用できる環境を早期に整備。
- ② 医療機関等と民間事業者の連携促進にむけ、一般医療法人に特定の営利性業務を本務として解禁。
- ③ 民間の健康サービスへの関与を拡大するため、薬剤師・看護師等の業務の範囲拡大【図表3、4】。

## (2) インセンティブを強化する仕組み作り【参考②】

- ① 保険者努力支援制度、後期高齢者支援金加減算制度の仕組みを大胆に見直し、アウトカム指標に基づく配分を強化。
- ② ヘルスケアポイントの付与、保険料の傾斜設定の導入等により、疾病予防、健康づくり、後発医薬品の使用促進、適切な受診行動を支援。介護保険についても、要介護認定率や一人当たり給付費の地域差がより保険料水準に反映される仕組みを構築することにより、保険者による介護予防に向けた取組を推進【図表5、6】。
- ③ 病床再編促進のため、診療報酬体系を2016年度から大胆に見直す。加えて、基金の配分や国民健康保険の財政支援制度についても、改革を行う自治体へ重点配分。また、医療費適正化の改革が進まない地域における診療報酬の引下げも活用【図表7、8、9】。

## (3) 地域差の「見える化」と報酬の見直し等による病床適正化【参考③】

- ① 都道府県別の医療提供体制の差をデータ分析により一層「見える化」。併せて、大胆な病床再編を可能とする県の権限を強化【図表10】。
- ② 標準的な外来医療費を算出して医療費適正化計画に反映し、頻回受診や過剰投薬等を排除する仕組みを構築。かかりつけ医の普及等により、効果的な医療サービス提供のインセンティブになるよう、窓口負担の仕組みを工夫【図表11】。
- ③ 都道府県はKPI(病床数、平均在院日数等)を定め、国は2018年度の中間評価段階での取組状況を評価し、結果を国から地方への財政移転の配分に反映。

## 提言内容の全体像(2)

### (4) 資産・遺産の社会還元促進と所得や資産に応じた負担【参考④】

- ① 資産・遺産の社会還元を促進。公益信託の仕組みの簡素化、協力者に対する社会的顕彰を実現【図表12】。
- ② 高額療養費制度等について、年齢ではなく所得や資産等の経済力に基づき負担を求める仕組みに転換。同様の観点から、以下について検討。介護保険の自己負担上限や2割負担対象者の範囲、マイナンバーの活用を前提に金融資産等の保有状況も考慮した負担能力を判定する仕組みへの転換、高所得者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付の支給停止【図表13】。

### (5) 保険収載範囲の見直し【参考⑤】

- ① 中医協の費用対効果評価専門部会の機能を拡充・強化し、医薬品や技術等の保険収載の適切な事前評価、既収載品の検証を早期に本格導入。医療機関に対する第三者評価を制度的に原則化【図表14】。
- ② 後発医薬品の利用率目標を80~90%程度に引上げ【図表15】。
- ③ 平成30年度から保険償還額を後発医薬品価格に基づき設定。さらに、スイッチOTCが認められた医療用医薬品を含む市販類似薬は保険から除外【図表16】。
- ④ 介護保険における軽度者の生活援助等は、保険給付のあり方を抜本的見直し。通所介護等、その他の支援は、次期介護事業計画(2018年4月~)より、自治体事業(保険財源による地域支援事業)で実施する枠組みへ全面的に移行し、事業を請け負う企業等の創意工夫と競争を促進【図表17】。

### (6) 効率化に向けたその他の取組【参考⑥】

- ① 医薬品の取引慣行の改善を進めつつ、市場実勢を踏まえた適切な薬価改定を毎年実行。薬価改定による既存医薬品の価格下落は確実に国民へ還元【図表18】。
- ② 診療報酬本体について、過年度のデフレ分についての段階的なマイナス調整を次回以降の改定に反映するなど国民負担増を抑制。併せて、個別サービスの単価設定においても、公共料金としての適切な原価算定を基本とし、改定時には需給動向等も踏まえた価格の妥当性の事後検証を行い、適正化【図表19】。
- ③ 医薬分業と調剤医療費の増大との関係を分析し、効率的な仕組みに改革することで調剤医療費(技術料)を合理化・抑制するとともに、効果的な投薬・残薬管理の実現に向けた方策を検討・導入【図表20】。
- ④ 地域包括ケアシステムの構築に当たって、地域の特性と実情を踏まえつつも、介護サービス等の大規模化・連携により、効率を改善【図表21】。

# 経済財政諮問会議(H27.5.26)からみたマイナンバー制度のさらなる活用への提言

## マイナンバー制度は医療のICT化の一つのインフラ

- ① 社会保障サービスの産業化促進
- ② 地域差の見える化(地域医療総合確保基金)
- ③ 医療費の適正化(頻回受診、過剰投薬排除)
- ④ 資産・遺産の社会還元促進
- ⑤ 所得や資産に応じた社会保障の負担



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料1

# 医療等分野におけるICT化 の推進について

平成27年5月29日

厚生労働省

平成27年5月29日産業力競争会議

# 医療等分野のICT化推進のポイント

患者に提供するサービスの質の向上

病院や診療所の連携を推進

研究開発の推進

医療の効率化の推進

ICTの効果を最大限に発揮

2020年までに実現するICTインフラ

- POINT 1** 医療連携や医学研究に利用可能な**番号の導入** (マイナンバー制度のインフラを活用)
- POINT 2** 医療機関のデータの**デジタル化** + 地域の医療機関間の**ネットワーク化**
- POINT 3** **医療データの利用拡大**のための基盤整備

## POINT 1

# 医療連携や医学研究に利用可能な番号の導入

- ① 個人番号カードに健康保険証の機能を持たせる 【2017年7月以降<sup>(※)</sup>できるだけ早期】  
→ 医療機関等の事務の効率化に資する。
- ② 医療連携や研究に利用可能な番号の導入  
【2018年度から段階的運用開始、2020年の本格運用を目指す】  
→ 医療機関や研究機関での患者データの共有や追跡が効率的に実施でき、医療連携や研究が推進される。

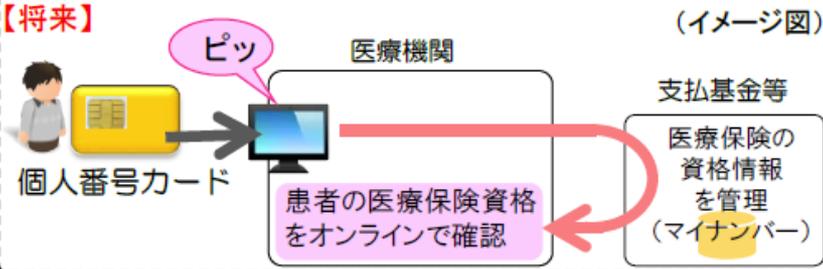
### ① 個人番号カードに健康保険証機能を付与

- 個人番号カードで、医療機関の窓口での医療保険資格の確認ができる仕組みを構築する。(オンライン資格確認)

【従来】



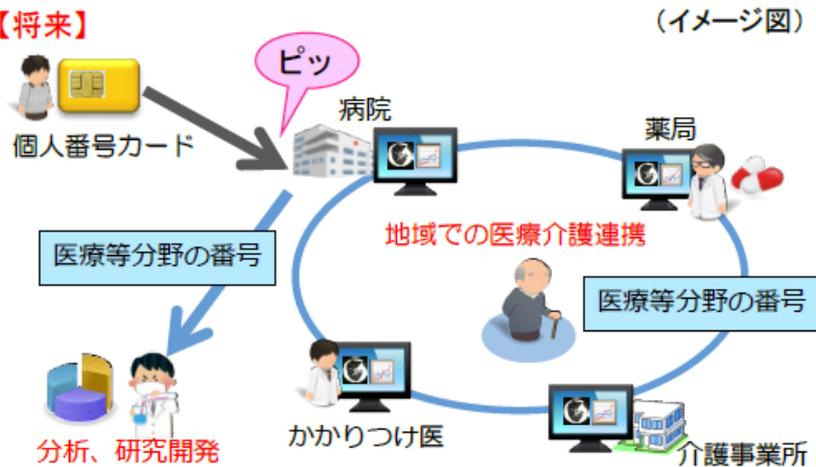
【将来】



### ② 医療連携や研究に利用可能な番号の導入

- 病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などに利用可能な番号を検討、導入  
【制度設計について2015年中に検討・一定の結論】

【将来】



※2017年7月から、マイナンバー制度による、医療保険者や自治体間の情報連携が開始される予定。

マイナンバー制度のインフラを活用

## POINT 2 医療機関のデータのデジタル化 + 地域の医療機関間のネットワーク化

### ① 医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開【2018年度まで】

(全ての二次医療圏が地域の実情に応じて医療情報連携ネットワークを活用できる基盤を整備)

→ 医療機関や介護事業者等での効率的な情報共有が可能となる。

### ② 医療機関のデータのデジタル化として電子カルテを導入している一般病院(400床以上)の拡大【2011年度 57% → 2017年度 80% → 2020年度 90%】

→ 医療の質の向上、医療機関等の経営の効率化に資する。 ※高度急性期、急性期病院は100%を目指す

#### 現 状

地域の医療機関や介護事業者がICTを利用して患者情報を共有するネットワークが各地で構築されている。(2015年5月現在で約200)



例) さどひまわりネット(佐渡島)  
治療や調剤の情報を病院、診療所、介護施設で連携

例) あじさいネット(長崎県)  
県を広くカバーする連携

#### 今後の取組

##### ① 地域医療介護総合確保基金の活用

地域医療構想の実現に向けた、病床の機能分化・連携のための地域医療連携ネットワークの構築については、基金の活用が可能。

##### ② 医療情報連携ネットワーク構築支援サービス(仮称)

地域の医療事情に応じた医療情報連携ネットワークを構築・運営するために必要な情報を厚労省から一元的に発信し、医療機関等をサポート。(2015年度～)

##### ③ 電子版お薬手帳の活用推進

患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも見ることができ、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行う。(2015年度)

### POINT 3

## 医療データの利用拡大のための基盤整備

### ① 電子カルテデータの標準化の環境整備【2020年度までに実施】

→ 異なる医療機関からのデータの集積、比較分析、データの共有が効率化し、研究開発等が推進される。

### ② 医療情報の各種データベース事業の拡充・相互利用

【2015年度からさらなる研究事業等を実施・2020年度を目標に利用拡大のための基盤を整備】

→ 医療に関する様々なデータの集積や、多様な分析が推進され、医療の質の向上、コスト・経営の効率化、研究開発の推進等に資する。

#### ● ナショナルデータベース

全国規模でレセプト・特定健診データを蓄積。受療行動の傾向を把握し、医療費適正化計画の策定等に利用(レセプト約92億5,000万件(2015年4月時点))

#### 今後の拡充

大学等に限定されていた集計データ提供を2016年度から民間に拡大

#### ● DPCデータ

全国規模の急性期病院の入院に関するレセプトデータ等。診療行為や投薬の実施傾向を把握可能。(1,500病院、1,000万件(2012年度))

DPCデータベースを2016年度中に構築。民間提供等の拡大を図る

#### ● 各種疾患データベース

例) ナショナルクリニカルデータベース(NCD) 手術症例に関する実績等を登録、分析する外科系学会の取組(手術情報400万件(2013年度末時点))

各種の疾患データベースについて対象会の拡大等を図る

#### ● 国立病院機構 IT事業

電子カルテデータが利用しやすくなるよう標準化を推進。(20~30病院(2015年度目標))

・実施病院について順次拡充  
・経営の効率化や研究への活用等を進める

#### ● 医療情報データベース

PMDAで、協力医療機関の検査結果や電子カルテデータを分析し、医薬品等の安全対策を実施。(現在試行期間中)

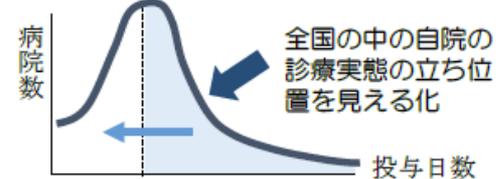
・2018年度までに300万人のデータを分析・活用することを目指す  
・さらに、研究への活用を進める

複数のデータベースの相互利用について研究事業等を実施(2015年度)

期待される効果

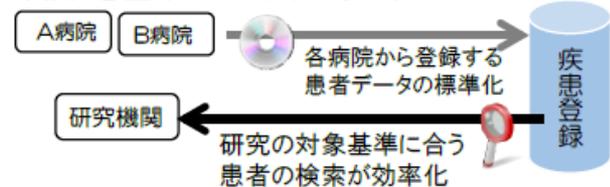
#### 医療の質の向上 コスト・経営の効率化

例) 手術後患者の抗生剤投与日数の分析



#### 日本発の新薬、医療機器等の開発・安全対策

例) 疾患登録による臨床試験の促進



さらに...

データの提供者である患者へのメリットの還元

医療機関の自律的な経営や診療の向上

## 日医の主張と国(厚労省)のマイナンバー制度の方向性の相違点

1. 悉皆性、唯一無二性のないマイナンバーと違う医療IDが必要→  
医療連携や研究に用いる番号を導入(悉皆性、唯一無二性については2015年中に検討)
2. マイナンバーを医療の現場では使用すべきでない(マイナンバーカードへの健康保険証機能の取り込みには反対)→マイナンバーカードに健康保険証の機能をもたせる
3. 医療情報の二次利用、突合は原則禁止→匿名化すれば個人の同意も必要なし
4. 医療情報そのものを保護する法律と監視機関が必要→特定個人情報保護委員会の機能強化

2, 3, 4については番号法、個人情報保護法改正法案を提出済み

# マイナンバー制度の活用範囲の拡大

マイナンバー、個人番号カード、マイナポータル  
の利活用範囲を拡大



2020年を目途に、官民の様々なオンラインサービス  
やワンストップサービスを可能とし、「ITイノベーション社会の構築」と「国民生活の豊かさ向上」を実現

【2016年から順次整備】

【2017年整備】

想定されるサービス例

ワンストップサービス  
・引っ越し、死亡 等

コンビニ交付  
・住民票、戸籍謄本 等

医療・介護・健康情報の管理・連携による高品質な  
医療等サービス

個人番号カードとの機能一元化

・国家公務員身分証や健康保険証 等  
・国家資格などの資格に係るカード類、各種免許類 等

個人番号カードと民間サービスの連携

・キャッシュカード ・ポイントカード ・会員証 ・興行チケット

在外邦人のマイナンバー制度の利用

etc

行政サービスのオンライン化  
に向けた関係法令等の整備  
(2016年以降順次整備)

戸籍事務、旅券事務、自動車登録事務、医療・介護・健康情報の管理・連携事務のほか、マイナンバー利用事務と関連があり社会全体の効率化や国民の利便性向上に資する分野での利用についても利用範囲拡大に向けて検討  
(2018年、2019年を目途に法改正)

【参考】システム整備



マイナポータル

電子私書箱機能

ワンストップ機能

電子決済機能

認証機能

個人番号カード



利用者

接続

国税・地方税  
電子申告・納税  
システム

ねんきんネット

# マイナンバー制度全体に対する懸念

税と社会保障の共通番号制度という国民にとって大変重要な問題が、政府（特に内閣府）中心に議論が行われ、国民への周知や理解を求める前に法律として審議され成立していく。

- ① 個人情報保護よりも営利使用も含めた個人情報利活用に重心をおいている
- ② 利活用範囲は法律の改正によりどんどん拡大し、国民に周知される時には法律として施行日や内容が既に決まっていく方向
- ③ これだけ大きな国民の個人情報を取り扱うにもかかわらず情報漏えいや不正利用に対する対策や補償の説明がなされていない

# 今後の医療等分野のICT化(マイナンバー制度を含む)の推進に対する懸念

- ① 所得、資産、社会保障の一体化した番号→国の方針によって社会保障の負担が簡単に調整可(所得、資産に応じた年金支給額、医療・介護の保険料、自己負担割合、種々の補助の見直し)
- ② 電子カルテ化の推進→カルテが直接マイナンバーで紐付け(カルテは簡単に開示できない個人情報も含まれる)
- ③ 電子版お薬手帳の推進→リフレ処方箋、遠隔診療(医療特区でも開始予定)拡大(対面での診療や投薬の原則が崩れる)
- ④ 医療情報の利用拡大→効率化の名のもとに病床削減、医療費削減への利用、医療・介護の産業化、営利化に利用
- ⑤ 国家資格(医師免許)のマイナンバーカード搭載→日本医師会医師認証との兼ね合い(マイナンバーカードが便利かもしれないが)

## 「マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査」の概要

平成 27 年 2 月 19 日

内閣府政府広報室

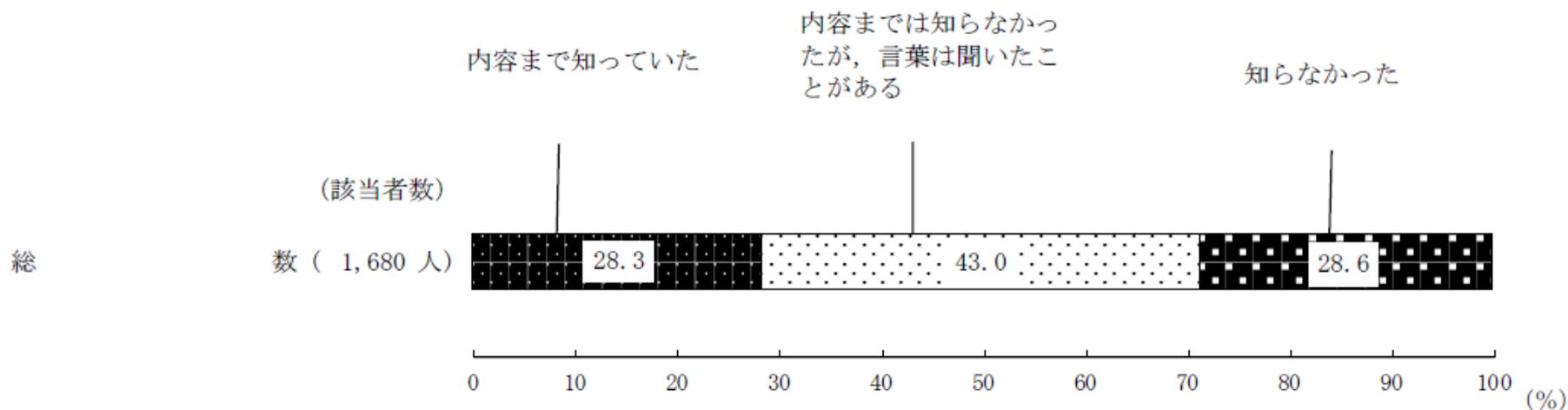
調査概要	調査対象	全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
	有効回収数(率)	1,680 人 (56.0%)
	調査時期	平成 27 年 1 月 8 日～1 月 18 日
	調査方法	調査員による個別面接聴取

## 1 マイナンバー制度の認知度

問1 あなたは、マイナンバー制度について、知っていましたか。この中から1つだけお答えください。

平成27年1月

- ・内容まで知っていた 28.3%
- ・内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある 43.0%
- ・知らなかった 28.6%



## 2 マイナンバー制度に対する懸念

問2 マイナンバー制度における個人情報の取扱いに関することで、あなたが最も不安に思うことは何ですか。この中から1つだけお答えください。

平成27年1月

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ・国により個人情報が一元管理され、監視、監督されるおそれがあること     | 18.2% |
| ・個人情報が漏えいすることにより、プライバシーが侵害されるおそれがあること | 32.6% |
| ・マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害にあうおそれがあること    | 32.3% |
| ・特にない                                 | 11.5% |

#### 4 個人番号カードの機能への期待

問4 個人番号カードに追加されると便利だと思う機能は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位5項目)

平成27年1月

・健康保険証	56.3%
・年金手帳	47.3%
・運転免許証	39.2%
・印鑑登録証	33.8%
・介護保険証	31.5%
・特にない	17.6%

## 6 マイナンバー制度に対する期待

問6 マイナンバー制度について、あなたが期待することは何ですか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

平成27年1月

- |  |       |
|--|-------|
| ・ 社会保障，税，災害対策に関する行政機関の手続きが簡単になる                | 51.4% |
| ・ 個人番号カード1枚で，年金手帳や健康保険証など複数の機能をもたせることができるようになる | 38.2% |
| ・ 社会保障の不正受給や税の不正還付を防ぐことができるようになる               | 33.0% |
| ・ 社会保障，税，災害対策の各種行政事務の効率性が高まる                   | 30.9% |
| ・ 特に期待することはない                                  | 23.3% |

# 年金機構情報流出問題

6月1日 日本年金機構が情報流出を発表

年金個人情報約125万件(公的機関で史上最大)

水島理事長「お客様に万が一にも迷惑をかけないように、組織の全力を尽くして対応する」

6月3日 衆院厚生労働委員会集中会議

機構の目標

流出した年金加入者らの基礎年金番号の変更を3ヶ月で行う。

6月8日 衆院決算行政監視委員会

塩崎厚労相「情報漏えいによる損害が発生した場合の補償を行う考えは今は持っていない」

6月9日 参院内閣委員会理事懇談会

マイナンバー法・個人情報保護法の改正案審議見送りへ。

民主党会合

樽見年金管理審議官「なりすまし被害者には被害額の年金を支給する」

# 年金機構情報流出の問題点

## システムおよびヒューマンエラー

### • セキュリティー意識の甘さ

#### ・標準型メールからのウイルス感染

件名例:「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」に関する意見他

#### ・内部作業で「ファイル共有サーバーを使用」

- ・ウイルス感染したパソコンを通じて、ファイル共有サーバーにあった約1000個の個人情報ファイルが流出。
- ・55万件のファイルがパスワードなしで閲覧可能であった。

### • 事故対応の遅れ

#### ・感染から約1ヶ月間インターネットに接続した状態だった

- ・担当職員は最初の感染確認から17日間、上司に報告をしなかった。
- ・機構が回線遮断を決断したのは情報流出発覚から1週間後。

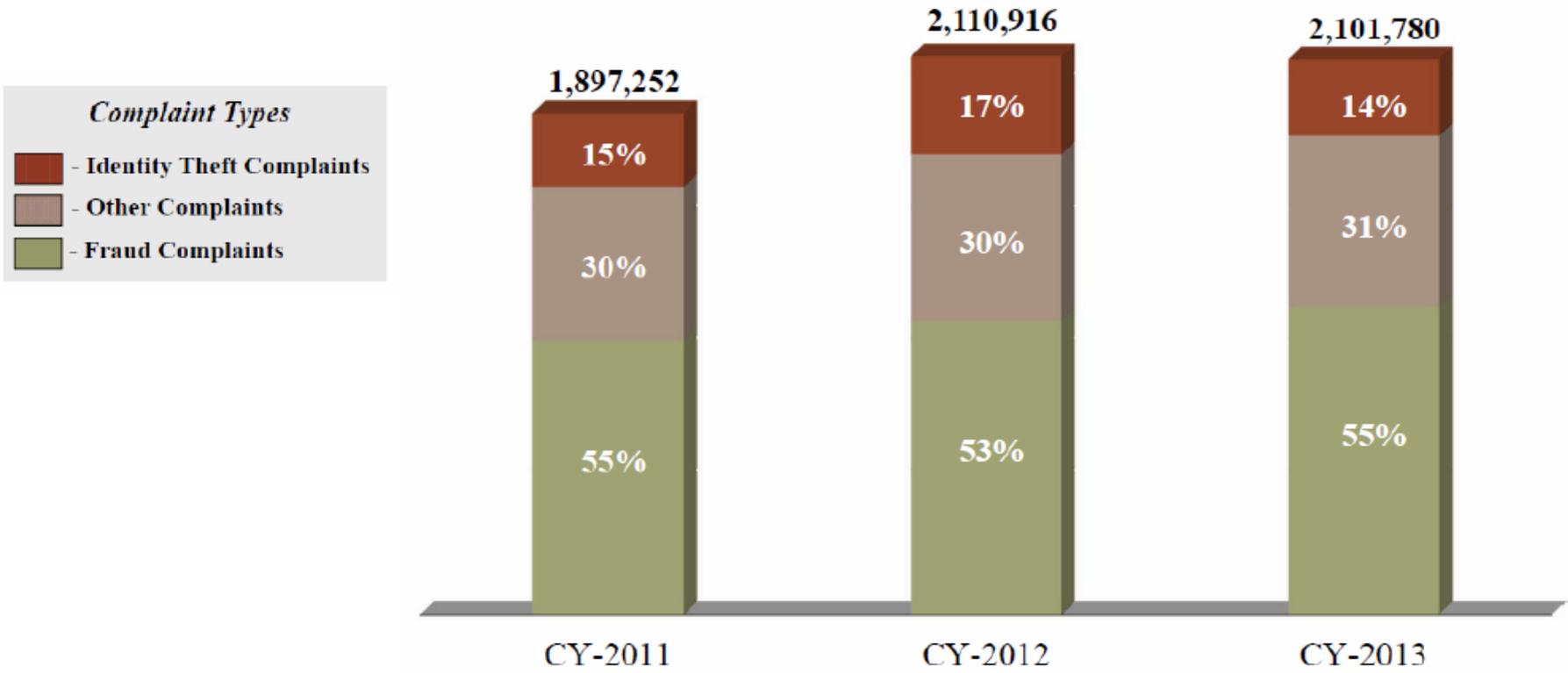
# 諸外国における近年の個人情報流出事件

- **米政府400万人分情報流出か...中国関与と報道**  
(2015年6月5日 読売新聞)
  - ・米政府関連のデータがサイバー攻撃で受けた被害としては、過去最大規模。
  - ・政府職員らの社会保障番号や担当職務の内容、人事評価などが流出した。
- **韓国大手カード3社、延べ1億人超の個人情報流出**  
(2014年1月12日 日本経済新聞)
  - ・韓国でも過去最大規模の不祥事。被害者数は韓国の人口の約2倍。
  - ・情報セキュリティー会社の社員が顧客の名前や住所、カード使用歴などをUSBメモリーにコピーして持ち出し、一部は売りさばっていた。

## 他国の事例から(米国)

- 1936年開始
- 社会保障費の徴収・年金支給目的で、被用者の収入を把握
- 1943年大統領命令に基づくSSN使用の義務化
- 1960年頃から急速に利用拡大: 連邦人事委員会、国税局、メディケア(高齢者医療保障制度)、退役軍人管理局、国防省、雇用・金融・医療分野等の民間事業者...
- 2005年リアルID法: 身分証明書の全米共通基準

# なりすまし問題



<sup>1</sup>Percentages are based on the total number of Consumer Sentinel Network complaints by calendar year.

FTC, Consumer Sentinel Network Data Book for January-December 2013 (Feb. 2014)  
<http://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/consumer-sentinel-network-data-book-january-december-2013/sentinel-cy2013.pdf>.

# なりすまし対策(事後的対処)

- ID窃盗タスクフォースの設置(2006年)
- 2008年の大統領命令により、SSNの利用は義務から任意に
- SSNの保護、ID窃盗の防止を目的とした立法的対処
- 公的部門での不必要なSSNの利用制限
- Red Flag Rule



SSNは今日においても事実上の(De Facto)国民IDであり、なりすまし問題に悩まされる。

# 介護費軽減、通帳のコピー必要に 施設の高齢者対象

十河 朋子 2015年6月13日05時01分

申告対象となる「資産」の例		確認方法
対象となるもの	預貯金	通帳の写し
	有価証券、投資信託、金・銀など	口座残高の写し
	タンス預金(現金)	自己申告
対象にならないもの (厚生労働省の資料による)	生命保険	
	自動車	
	腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属	
	絵画・骨董品・家財など	

特別養護老人ホームなどの介護保険施設を利用している高齢者に、全国の自治体が預貯金通帳のコピーの提出を求める通知を出し始めた。施設での食費や居住費の負担軽減を受けている人らが対象。昨年6月の介護保険法の改正に伴い、所得だけでなく、資産が一定以下であることも軽減の要件になったためだ。自治体には、本人やケアマネジャーらから「なぜ必要なのか」「本人が認知症で、家族も近くにいない。どうしたらいいのか」といった問い合わせが相次いでいる。

厚生労働省によると、軽減の認定を受けている人は全国で約110万人(2013年度末時点)という。コピーを提出しなければ、

8月から軽減は受けられなくなる。ケースによって違うが、おおむね月に数千円～数万円程度の負担増になるとみられる。

# まとめ

**マイナンバー制度は政府のICT政策の一環として着々とインフラ整備されている**

- 1. 医療の効率化や患者の利便性には大いに寄与する。国民も利活用の拡大に期待している**
- 2. 政府の安易な社会保障負担の増大政策や医療の営利化促進のインフラとして利用される懸念がある**
- 3. 大量の個人情報流出や不正利用の危険はいくら対策を施してもぬぐいきれない**
- 4. 官邸主導で国民への周知も不十分、医療関係者の意見が反映されない中での利活用の拡大が議論されている**

# 結語

**医療におけるマイナンバー制度の推進にあたって**

**政府は国民や医療関係者への十分な説明を行い、不安や懸念を解消し、一定のコンセンサスを得て進めるべき**